【日時】令和5年5月1日(月)

【場所】深谷市役所 2-4会議室

【出席者】委 員 小柳光春、関根光男、島﨑祐子、久保田みずき、清水幸三郎、杉田佑美 事務局 兵頭一樹、塩川和之、雨宮大地、森田欣也、井上雅彦、松島慎一郎、阿久津佳永、 髙橋寿和

司会 本日の進行をつとめさせていただきます深谷市教育委員会の「雨宮」と申します。よろしくお願いいたします。

司会 開会のことばを 事務局から申し上げます。

事務局 ただ今より、令和5年度第1回第18採択地区教科用図書採択地区協議会を始めます。

司会 ここで、第18採択地区の規約及び委員、会長、職務代理者等の経緯につきまして、事務局よりご 説明いたします。

事務局 令和5年3月24日深谷市教育委員会臨時会にて第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約を報告し承認。

令和5年3月27日寄居町教育委員会臨時会にて第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約を報告し承認。

規約にもとづき、令和5年3月29日 令和5年度第18採択地区教科用図書採択地区協議会委員 について深谷市教育長専決。

令和5年3月30日 令和5年度第18採択地区教科用図書採択地区協議会委員について寄居町 教育長専決。

令和5年3月30日 深谷市、寄居町の両担当者出席のもと規約及委員、会長等組織についての確認及び協議。

令和5年3月31日 令和5年度第18採択地区教科用図書採択地区協議会 会長及び会長の職務代理者、事務局について深谷市教育長専決。

令和5年4月 4日 令和5年度第18採択地区教科用図書採択地区協議会 会長及び会長の職務代理者、事務局について寄居町教育長専決。

令和5年4月12日深谷市教育委員会定例会にて「第18採択地区教科用図書採択地区協議会の 組織について」報告し承認。

令和5年4月28日寄居町教育委員会定例会にて「第18採択地区教科用図書採択地区協議会の 組織について」報告し承認となりました。

第1回採択地区協議会を迎えまして、協議会のメンバー全員が出席しておられますので、ここで 改めて、会長を小栁教育長に、職務代理者を関根教育長にということでよろしいでしょうか。

委員結構です。

司会 それではここで会長より御挨拶をいただきます。 小栁会長お願いいたします。 会長

皆さん、こんにちは。

令和5年度第18採択地区教科用図書採択地区協議会長を仰せつかりました、深谷市教育委員会教育長の小栁光春でございます。

ご案内のとおり、深谷市・寄居町の2市町での教科用図書の共同採択につきましては、平成23年度の採択地区からはじまり、平成31年2月22日「埼玉県教科用図書採択地区の設定について」の県からの通知により、平成31年4月1日より第18採択地区として発足する運びとなりました。

このような中、「無償措置に関する法律の一部改正」が行われ、平成27年4月1日からは、共同 採択地区において、市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備を行い、共同採択 地区において規約を定めて、採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに 同一の教科用図書を採択しなければならないと規定されました。

この規定の整備により、教科用図書を採択する手続きにおける、採択地区協議会の位置付けが、より一層重要となってまいりました。

以上を踏まえ、本日、深谷市と寄居町で構成する、第18採択地区教科用図書採択地区協議会で、令和6年度、小学校で使用する全教科の教科用図書の採択に向けて進めていくこととなります。

結びに、静謐な採択環境を維持し、十分な研究を行い、適正かつ公正に採択事務が進められますとともに、この第18採択地区の子供たちの実態に即した教科用図書が採択されますよう、御協力よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

司会

続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。資料1ページの名簿順にお願いいたします。

司会

続きまして、規約第8条第2項に基づく、採択地区協議会事務担当者でございますが、自己紹介をさせていただきます。資料2ページをご覧ください。

深谷市教育委員会 教育部

次長兼学校教育課長兼指導主事兼教育研究所長 兵頭 一樹

学校教育課主幹 雨宮 大地

学校教育課課長補佐兼指導主事 森田 欣也

学校教育課課長補佐兼指導主事 井上 雅彦

学校教育課課長補佐兼指導主事 松島 慎一郎

寄居町教育委員会

教育指導課長

指導主事 阿久津 佳永

塩川 和之

指導主事 髙橋 寿和

以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会

続きまして、埼玉県教科用図書採択地区、採択の仕組み、及び第18採択地区教科用図書 採択地区協議会規約についての説明を事務局より申し上げます。

事務局

資料3ページをご覧ください。

それでは、これから埼玉県教科用図書採択地区についてご説明いたします。

採択地区につきましては、県教育委員会が設定することとなっており、県内25の採択地区で構成されております。

埼玉県では、埼玉県教委告示第6号により、平成31年4月1日に採択地区を再編しました。これにより、本採択地区は深谷市と寄居町から成る第18採択地区となっております。

続きまして、採択の仕組みについてご説明いたします。資料4ページをご覧ください。

市町村教育委員会が、教科用図書の採択に至るまでの流れについて、図示したものでございます。

図の①をご覧ください。書目の届け出についてです。発行者が書目の届け出を文部科学大臣に 行います。

②教科書目録の送付についてです。

教科書目録が文部科学大臣から埼玉県教育委員会に送付されます。その後、県の教育委員会から、深谷市及び寄居町教育委員会に届きます。

- ③見本本の送付についてです。
- この後、発行者より教科書見本本が各教育委員会に届く予定です。
- ④答申についてです。

埼玉県教科用図書選定審議会から、埼玉県教育委員会へ教科用図書を採択するに当たっての 採択基準等についての答申がなされます。

⑤指導・助言・援助についてです。

埼玉県教育委員会の指導・助言・援助のもと、採択事務を進めてまいります。

⑥教科書展示会の開催についてです。

埼玉県教育委員会は、教科書展示会を各教科書センターで行います。

第18採択地区内では、深谷市立教育研究所が教科書センターとなっております。

⑦選定 ⑧採択についてです。

第18採択地区教科用図書採択地区協議会では、調査員を決め、教科用図書の調査研究を始めます。その後、調査員長がその結果を取りまとめ、第2回採択地区協議会にて報告します。その報告や県の調査資料等を参考にし、採択地区協議会で教科用図書の選定を行います。

協議会での選定結果を各教育委員会に持ち寄り、同一の種目を採択していくという流れとなっております。

続きまして、第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約についてご報告させていただきます。まず、資料の5ページをご覧ください。

第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約につきましては、平成26年4月16日付け26文 科初第140号「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及 び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公 布、施行について」(以下無償措置法一部改正法)の(通知)及び、資料20ページ、平成26年9月 3日付け文科初第597号「同、省令の公布について」に基づいて、作成したものでございます。

なお、無償措置法一部改正法第十三条第4項(抜粋)「(略)採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(採択地区協議会)を設けなければならない。」の記述に基づきまして、ご案内のとおり深谷市・寄居町両教育委員会において平成27年4月1日付けで規約を定めました。

その後、平成29年3月と、平成31年3月に一部規約の変更を経て、平成31年4月1日より施行となっております。

資料37ページの規約をご覧ください。 一つ一つ読み上げながら確認させていただきます。

第1条(目的)

この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、第18採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

第2条(名称)

この協議会は、第18採択地区教科用図書採択地区協議会という。

第3条(協議会を設ける市町の教育委員会)

協議会は、次に掲げる市町の教育委員会(以下「関係市町教育委員会」という。)が、これを設ける。

- (1) 深谷市教育委員会
- (2) 寄居町教育委員会

第4条(組織)

協議会は、委員6人をもって組織する。

第5条(委員)

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長
- (2) 関係市町教育委員会の委員それぞれ2名
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条(会長)

会長は、関係市町教育委員会の教育長のうちから、関係市町教育委員会が協議により定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条(会長の職務代理)

会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

第8条(事務局)

協議会の事務を処理させるために、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町教育委員会の協議会事務担当者をもって充てる。

第9条(会議の招集)

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

第10条(会議の運営)

協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

第11条(教科用図書の選定の方法)

教科用図書は、第13条第3項の規定による報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、各委員が選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得たものを選定する。ただし、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、投票を行わず、教科用図書を選定することができる。

- 2 前項の規定により投票を行った場合において、投票を得た教科用図書が2種類のみで、かつ 得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。
- 3 第1項の規定により投票を行った場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないとき (前項の場合を除く。)は、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について再度投票を行う。た だし、再度投票を行うべき2種類の教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過 を勘案し、会長がこれを決する。
- 4 前項の規定により再度投票を行ったときは、多数の投票を得た教科用図書を選定する。ただし、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

第12条(選定した教科用図書の通知)

前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対し

て、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第13条(調査員)

協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 協議会は、種目ごとに4人(中学社会にあっては5人)の調査員を委嘱する。
- 3 調査員は、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書の調査研究を行 い種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書 がない種目については、調査員を置かず、前回の教科用図書の選定時に調査員が作成した資料 を事務局が協議会の会議に報告することで、前項に規定する報告に代えることができる。

第14条(議事録及び資料の公表)

関係市町教育委員会は、教科用図書を採択した後、遅滞なく、協議会の会議の議事録及び前 条第3項に規定する資料を公表する。

第15条(経費の支弁の方法)

協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担する。

附則について確認します。

- この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。

司会 なお、委員、会長、会長の職務代理者につきましては第5条(1)号(2)号により、委員を、深谷市 教育委員会 小栁光春教育長と、寄居町教育委員会 関根光男教育長の両教育長、深谷市教育 委員会から、島﨑 祐子委員と久保田 みずき委員の2名、寄居町教育委員会から、清水幸三郎 教育長職務代理者と杉田佑美委員の計6名となります。

> また、本日冒頭で確認しましたとおり、本規約第6条に基づき、会長を、深谷市教育委員会 小 柳光春教育長に、本規約第7条に基づき、会長の職務代理者を、寄居町教育委員会 関根光男 教育長に、務めていただきます。

司会 続きまして、第18採択地区教科用図書採択地区協議会要項について、事務局より提案申し上 げます。

事務局 それでは、これから第18採択地区教科用図書採択地区協議会要項について提案させてい ただきます。

> 本要項につきましては、第1条のとおり、本規約第10条第3項の規定に基づき、第18採択地 区教科用図書採択地区協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めたものです。

また、資料41ページ令和5年4月27日付け教義指第119号「市町村教育委員会等が教科用 図書を採択するに当たっての採択基準等について」も参照しておりますので後ほどご一読くださ い。

資料44ページをご覧ください。一つ一つ読み上げながら確認させていただきます。

第1条(趣旨)

この要項は、第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約第10条第3項の規定に基づき第 18採択地区教科用図書採択地区協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し必要な事 項を定めるものとする。

第2条(調査員)

調査員は、第18採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭を充て、教科(書写を含む。)ごとに原則として4人とする。(中学社会にあっては5人。)

- 2 調査員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、公正さを確保する観点から十分慎重を期する。
- 3 調査員は、埼玉県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき研究し研究結果を報告する。

第3条(学校における研究結果の聴取)

協議会は、関係市町教育委員会の教育長を経て、学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする。

第4条(保護者等の意見の聴取)

協議会は、保護者等の意見を聴取することができる。

第5条(協議会の公開)

協議会は公開とする。ただし、会長または委員の発議により、出席委員の過半数以上の多数で 議決したときは、これを公開しないことができる。

附則について確認します。この要項は、令和5年5月1日から施行する。 以上、提案させていただきます。

司会確認の時間をお取りしますので、よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見はありますでしょうか。なければ承認いただけますでしょうか。 要項が承認されましたので、(案)を消していただければと存じます。

司会続きまして、議事に入ります。

規約第10条第2項によりまして、議事の進行を会長の「小栁」様にお願いいたします。

議長本協議会の議長の小栁です。議事の進行に御協力お願いします。

それでは、これから協議会を進めさせていただきます。本日傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局いらっしゃいます。

議長 それでは、傍聴人の方をご案内ください。 議長 始めに、議事の流れについて確認いたします。 (1)では、教科用図書採択に関する経費について協議いたします。 (2)では、教科用図書採択に関する日程について協議いたします。 (3)では、教科用図書調査員会について協議いたします。 (4)では、第18採択地区教科用図書調査員の選出について協議いたします。 (5)では、その他について協議いたします。 よろしいでしょうか。 委員 すでに要項で定められているとおり、原則としては、開かれた採択の流れの中で行われるべき と考えますが、調査員が調査をする上で、静謐な環境を保持する観点から、議案(4)の調査員 の選出については非公開とするというのではいかがでしょうか。 議長 そのようなご意見が出されましたが、皆様いかがでしょうか。 委員 同じ意見です。 議長 委員の皆様の賛同が得られましたので、議案(4)調査員の選出については非公開とします。 それでは、次第にそって進めさせていただきます。教科用図書採択に関する経費について 議長 事務局よりお願いします。 事務局 資料の45ページをご覧下さい。予算を確保するために、両市町の分担金は均等割と児童数割 で構成されています。児童数につきましては、令和5年4月1日を基準とさせていただきました。 大里地区教育委員会連合会の補助金については、総会にて決議され承認されておりますので、 今後申請させていただきます。 予算は、会議費・需用費・予備費で計上しました。この内訳についてですが、会議費は会場費等、 また需用費は印刷代等として計上しており、報償的な意味あいはありません。 あわせまして、調査員の旅費に関しましては、学校予算からの支出となります。 予算については、以上でございます。 議長 御質問、御意見はありますでしょうか。なければ、承認ということでよろしいでしょうか。 委員 はい 議長 引き続き (2)教科用図書採択に関する日程 及び (3)教科用図書調査員会 をまとめて、事務局よりお願いします。

事務局

資料46ページをご覧ください。

5月1日(月)本日でございますが、第1回採択地区協議会を行わせていただいております。この あと5月上旬までに、教科用図書見本本が教育委員会に送付される予定でございます。5月中旬 から下旬を目途に調査員委嘱式及び第1回調査員会を行います。

議長

御質問、御意見はありますでしょうか。なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

事務局

続いて、教科用図書調査員会について、説明いたします。

この後、(4)の議事で選出されます調査員でございますが、5月中旬から下旬の委嘱式の後、第 1回目の調査員会を行います。この日に、教科用図書見本本が調査員に渡され、その後、3~4回 程度の調査員会において教科用図書の調査研究をし、その成果をまとめて報告する運びとなって おります。

調査員には、教科用図書見本本と県から示されます教科用図書採択に係る研究の観点を参考に研究を進めていただきます。あわせまして、6月に県教育局から送付される県による調査資料も調査員会に提供いたします。これらを基に7月に研究結果の文書による報告。その後、第2回採択地区協議会において、調査員長には口頭で研究結果の報告をしていただきます。

7月下旬から8月上旬に予定しております、第2回採択地区協議会では、調査員会での研究をもとに、委員の方々にご協議いただき、協議会にて選定していただきます。その後、採択地区協議会での結果に基づいて各市町教育委員会で採択する運びとなります。

以上でございます。

議長

御質問、御意見はありますでしょうか。なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

続いて、教科用図書調査員について、提案願います。なお、この内容につきましては、公正かつ 適正な採択を進める上で、非公開とさせていただきます。傍聴の方はご退席ください。

議長

事務局お願いします。

事務局

(4) 調査員の選出につきまして、ご提案申し上げます。

調査員の依頼にあたっては、以下2点について考慮し、選出いたしました。

1点目、教科の専門性の高い方であること。

2点目、各市町の学校数を考慮した人数であることでございます。

それではご提案いたします。 (調査員名 読み上げ)

なお、公正・公平さを確保するため、本人及び親族に教科用図書関係者がいないことを確認させていただきました。万一不都合が生じました場合の人選につきましては、事務局に御一任いただければと存じます。

議長

御質問、御意見はありますでしょうか。なければ、承認ということでよろしいでしょうか。 資料の名簿の(案)の部分を消していただければと存じます。 それでは調査員名簿については回収をさせていただきます。 議長

ここから公開とさせていただきますので、傍聴の方がいらっしゃればご案内ください。

議長

最後に、その他について何かございますか。

事務局

その他について連絡を、5点申し上げます。

1点目です。

学校における研究結果の報告について、説明をいたします。

要項第3条において「学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする」とあり、今年度も学校研究の結果の報告を求めます。

各学校では、教科書展示会への教職員の参加により、教科用図書について研究を行い、学校の研究結果を各市町教育委員会へ報告いただきます。その後、各市町教育委員会で集計票にまとめたものを事務局へ参考資料として、報告することとなっております。

2点目です。

保護者等の意見の聴取についてですが、教科書展示会場に「アンケート」を準備し、記入いただきます。回収した意見は展示会終了後、速やかに各市町教育委員会へお送りいたします。

3点目です。

調査員の派遣に関する親展文書は、後日各教育委員会を通して、各校へ配付させていただきます。

4点目です。

分担金の納入につきましては、近日中に通知文を送らせていただきます。よろしくお願いいたします。

5点目です。

47ページをご覧ください。平成28年10月21日付け教義指第682号「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」50ページ、平成28年10月21日付け、教義指第683号「教育委員会向けの教科書リーフレット」、59ページ、令和5年3月31日付け4文科初第2729号「教科書採択における公正確保の徹底等について」、83ページ、令和5年3月31日付け4文科初第2732号「教科書採択における公正確保について」90ページ、令和5年3月31日付け4初教科第72号「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」を添付させていただきました。後ほどご一読いただき、適正な教科書採択事務をお願いいたします。

議長

御質問、御意見はありますでしょうか。

皆様の御協力により、円滑に議事を終了することができました。議長の任を解かせていただきます。

司会

閉会のことばを 事務局から申し上げます。

事務局

以上をもちまして、令和5年度第1回第18採択地区教科用図書採択地区協議会を終了いた します。